

平成23年3月22日
交 通 局

職員の懲戒処分等について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 利害関係者との接触規制違反

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	36	男性	停職5日

イ 管理監督者

副参事 文書注意

(2) 事故の概要

平成21年12月から平成22年3月頃にかけて、事故者は、勤務駅の警備員から、総額約25万円を借り受けた。

なお、借り受けた金銭は全額返済済みである。

2 路面電車と歩行者との接触事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	40	男性	戒告

イ 管理監督者

参事 文書注意

(2) 事故の概要

平成22年6月21日、事故者は路面電車を運転中、緊急避難路で線路を横断中の歩行者の発見が遅れ、ブレーキを掛けたが間に合わず接触し、加療7週間の傷害を負わせた。

3 地下鉄乗務中における不適切な行為

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	41	男性	戒告

イ 管理監督者

副参事

口頭注意

(2) 事故の概要

平成22年10月27日、地下鉄の最終列車を運転していた事故者は、いったんドアを閉めたあと最後のお客様を乗せるためにドアを再び開けるよう指示した駅員に腹を立て、運転台を離れ、駅員に対して粗暴な行為を行った。

4 酒気帯び出勤

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

事故発生日	職層	年齢	性別	内容
平成23年1月10日	主事	50	男性	停職3日
平成23年2月13日	主事	27	男性	停職3日

(2) 事故の概要

事故者は、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際に呼気中に基準を超えるアルコール反応（0.15 mg/L 以上）が検知されて、乗務禁止措置を受けた。